



事務連絡  
令和3年9月27日

一般社団法人日本保険薬局協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での  
医療用抗原検査キットの取扱いについて

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主幹部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、下記に留意いただくとともに、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

今般の特例的な対応は、新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを活用し、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施できるようにすることで、より確実な医療機関の受診につなげ、感染拡大防止を図るためであること。

したがって、薬局においては、別添事務連絡における取扱いの趣旨や抗原検査キットの特性を理解の上、新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを取り扱うよう御検討いただくとともに、取り扱っている薬局においては、「新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを取り扱っている」旨が入手を希望する者にわかりやすくなるよう薬局に掲示いただきたいこと。その際、「医薬品等適正広告基準」（平成29年9月29日付け薬生発 0929 第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別紙）等に留意し、商品名を使用することや受診が不要である等の不適切な表示、広告を行わないこと。

なお、掲示にあたり、薬局と同一区画内に隣接する店舗販売業の店舗においては、薬局において取り扱っていることがわかるよう、上記の掲示を行う

ことは差し支えないこと。新型コロナウイルス抗原の有無を測定する検査キットのうち、診断を目的とせず研究用と称する製品（以下「研究用抗原検査キット」という。）については、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年2月25日付事務連絡）及び「研究用抗原検査キットに係る監視指導について」（令和3年2月25日付事務連絡）が示されているところ、研究用抗原検査キットを販売している場合は、購入しようとする者が研究用抗原検査キットと新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットとを混同することがないように、また、研究用抗原検査キットについて診断目的と誤認することがないように特段留意すること。